

訂正とお詫び

本書の 1055 ～ 1056 頁 平成 9 年 3 月改正省令の附則を以下のように訂正してお詫びします。(下線部が訂正箇所です。)

1 この省令は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

〔解 説〕 この省令の改正は、火力設備、水力設備、風力設備の技術基準の改正とともに行われており、ともに公布の日は平成 9 年 3 月 27 日であり、事業者への周知期間等を踏まえ、6 月 1 日から施行されたものである。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が 0.5% を超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から 1 年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から 1 年を経過した日）以後、第 19 条第 14 項の規定を適用する。

〔解 説〕 当該附則については、⑨基準改正時、④⑩基準の附則第 3 項と同一内容とする趣旨で「この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。」と規定していたが、②③基準の附則において、「なお従前の例による」場合の規定の文言を変更したことから、②⑧基準の改正において、②③基準の附則の規定の文言に整合させたものである。

ただし書は、②⑧基準の改正において追加され、平成 28 年 9 月 24 日から施行されたものである。追加された趣旨については、省令第 19 条第 14 項の解説を参照されたい。

3 改正前の電気設備に関する技術基準を定める省令中深海底鉱山保安規則（昭和 57 年通商産業省令第 35 号）又は鉱山保安規則（平成 6 年通商産業省令第 13 号）の規定により準用され、又はその例によるものとされているものについては、その範囲内において、なお当分の間その例による。

〔解 説〕 深海底鉱山保安規則（昭和 57 年通商産業省令第 35 号）又は鉱山保安規則（平成 6 年通商産業省令第 13 号）の規定により準用され、又はその例によるものとされているものについては、その範囲内において、なお当分の間、改正前の電気設備に関する技術基準を定める省令の適用が継続するものと解する。